

津波避難困難地域の考え方

津波避難困難地域とは…

最大クラスの津波想定において、津波が到達するまでに安全な場所に逃げるのが難しい地域を指します

※安全な場所：避難対象地域の外、避難目標地点、津波一時避難場所など

地区別の考え方

町内の地区を「市街地部」「沿岸部」に分けて検討します



【沿岸部】地区の中で、一部でも避難困難地域があれば【町内会一帯】を津波避難困難地域として検討する

【市街地部】地区の中で、津波避難困難地域とそれ以外の地域を分けて検討する

季節別の考え方

「夏季」「冬季」に分けて検討します

	夏季	冬季
避難可能距離	避難先から 500m (直線距離で 333m)	避難先から 400m (直線距離で 267m)
避難開始時間	地震発生から 5分後	地震発生から 7分後
歩行速度	1.0m/秒	0.8m/秒
津波到達時間	地震発生から 17分後	

津波避難方針の考え方

福島町における津波避難方針について…

原則は徒歩避難としますが、以下の場合は車による避難を推奨するものとします

津波避難困難地域から避難する場合



沿岸部から避難する場合



自力で避難することができない方を避難させる場合



徒歩で避難することによって避難に多くの時間を要する方の場合



避難先・避難路の考え方

「安全性」「機能性」が極力確保されている場所・道路を設定するように努めます

	安全性の確保	機能性の確保
避難先	<ul style="list-style-type: none"> 安全区域内 (浸水想定区域外) に立地 	<ul style="list-style-type: none"> 十分な避難スペースの確保 避難先の入口等が明確 車避難に対応可能な機能 (駐車場など) の確保
避難路	<ul style="list-style-type: none"> 海岸、河川沿いの道路は避難路としない 津波の進行方向と同方向へ避難するように指定、設定 	<ul style="list-style-type: none"> 周辺における避難誘導標識や同報無線等の設置

その他整備・平時の活用

津波避難方針の検討に併せて、「その他整備方針」(標識の設置など)「平時の活用方針」(老朽施設の除却・跡地活用など)についても検討します

津波の避難困難地域 & 避難方針の考え方

津波避難困難地域の考え方(詳細)

福島町における津波避難困難地域は、津波浸水深が確認できる範囲の内、避難先（避難目標地点・津波一時避難所など）へ徒歩で避難可能と想定した距離の範囲を除いた地域とした。

	夏季	冬季
沿岸部	避難先（津波一時避難場所など）から半径333mの範囲	避難先（津波一時避難場所など）から半径267mの範囲
市街地部	避難目標地点から半径333mの範囲	避難目標地点から半径267mの範囲

※沿岸部：町内会のうち、一部でも避難困難地域があれば【町内会一帯】を津波避難困難地域として検討する

※市街地部：町内会のうち、津波避難困難地域とそれ以外の地域を分けて検討する

津波到達時間

・福島町においては、津波浸水想定図の「津波第一波到達時間」の最短時間とする。

・吉野：17分、吉岡：19分、福島漁港：20分、月崎：22分、浦和：22分、岩部漁港：26分

⇒福島町では津波到達時間を「17分」とする

歩行速度・避難開始時間の設定

<歩行速度>

・夏季は1.0m/秒（北海道津波避難計画策定指針）、冬期は0.8m/秒（中央防災会議防災対策実行会議日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループより、積雪時の移動速度は東日本大震災の平均移動速度から2割低下）とする。

<避難開始時間>

・夏季は地震発生から5分後、冬季は7分後とする。
（北海道津波避難計画策定指針）

	避難する		切迫避難あるいは避難しない
	すぐに避難する （直接避難）	避難するがすぐには避難しない （用事後避難）	
昼	5分⇒7分（冬季）	15分⇒17分（冬季）	津波が到達してから避難
夜	10分⇒12分（冬季）	20分⇒22分（冬季）	

避難可能距離の設定

避難可能距離 = 歩行速度 × 避難可能時間 避難可能時間 = 津波到達時間 - 避難開始時間
（北海道津波避難計画策定指針）

「津波避難対策推進マニュアル検討会 報告書（平成25年3月消防庁国民保護・防災部防災課）」では、避難できる限界の距離は、最長でも500mを目安とすることが示されている。

本計画では、避難可能距離が500m以上の場合は500m（夏季）を避難できる限界の距離とした。

（冬季は歩行速度が低下することを踏まえ、避難可能距離を400mとする。）

また、実際の移動は直線での移動ではなく、最短の道に沿って移動する。そのため、避難可能距離を1.5で除いた値の範囲を避難可能な上限距離とした。

津波避難方針の考え方(詳細)

福島町における津波避難は原則徒歩避難とするも、以下の場合には車による避難を推奨するものとする。

- ・津波避難困難地域から避難する場合
- ・沿岸部から避難する場合
- ・避難行動要支援者など自力で避難することができない方を避難させる場合
- ・要配慮者等が徒歩で避難することによって避難に多くの時間を要する場合

※避難先までの距離が相当ある場合や、避難行動要支援者等の円滑な避難が非常に困難で、かつ自動車などを利用した場合であっても、渋滞や交通事故のおそれ、又は徒歩による避難者の円滑な避難を妨げるおそれがある場合は、町内会毎にその実情に応じた避難方法や協力体制をあらかじめ検討し、相互共有しておくものとする。

避難先の設定

避難所としての安全性に加えて機能性が確保されている場所を設定するように努める。

<安全性の確保>

- ・避難先での物品の設置又は地震による落下等により避難上の支障を生じさせないこと。
- ・安全区域内（浸水想定区域外）に立地すること。

<機能性の確保>

- ・避難者一人あたり十分なスペースが確保されていることが望ましい。
- ・指定緊急避難場所の表示があり、入口等が明確であることが望ましい。
- ・車避難に対応可能な機能（駐車場など）が十分に確保されていることが望ましい。

避難路等の設定

避難に必要な安全性や機能性が極力確保されている道路等を避難経路として設定する。

<安全性の確保>

- ・山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少なく、幅員が広いこと。
- ・橋梁（跨線橋等）を有する道路を指定する場合は、その耐震性が確保されていること。
- ・海岸、河川沿いの道路は原則として避難路としない。
- ・避難路は原則として、津波の進行方向と同方向に避難するように指定・設定する。

<機能性の確保>

- ・円滑な避難ができるよう、避難誘導標識や同報無線等が周辺に設置されていること。

その他整備・平時の活用

- ・その他整備として町道の拡幅や標識の新規設置、長期滞在可能な拠点整備などが挙げられる
- ・平時の活用としては、トンネルメモリアルパークの新たな用途（キャンプ場など）の付与や福島町生活改善センターの除却及び跡地活用（防災公園など）などが挙げられる。